

横浜国立大学情報戦略推進機構情報基盤センターアカウント利用規約

令和3年2月4日
情報戦略推進機構長 裁定

(目的)

第1条 この規約は、国立大学法人横浜国立大学情報システム利用規則（平成22年規則第38号）、以下「利用規則」という。）第5条第2項に基づき、国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）の情報システムの利用にあたって、情報基盤センター（以下「センター」という。）が提供するアカウントの利用について、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規約は、センターが管理運用する情報システムもしくは他部局などで管理運用する情報システムのうち、センターが提供するアカウントを認証に用いてログインするシステム（以下「センター等システム」）の利用者に適用する。

(アカウントの付与)

第3条 アカウントは以下に掲げる者に付与することができ、利用者の職種等別のセンター等システムへのアクセス権限については別に定める。

- (1) 本学役員及び教職員 第4条第1項に掲げるアカウントのうち第4号を除くもの
- (2) 本学学生 第4条第1項に掲げるアカウントのうち第1号及び第4号
- (3) 定年まで本学に在職した本学名誉教授

第4条第1項に掲げるアカウントのうち第1号及び第2号

- (4) 人材派遣会社から派遣される者 第4条第1項に掲げるアカウントのうち第1号及び第2号
- (5) (1)の職に採用されることが内定している者のうち、本学の要請によりセンター等システムを利用する必要がある者 第4条第1項に掲げるアカウントのうち第1号及び第2号
- (6) 本学教育学部附属学校生徒

第4条第1項に掲げるアカウントのうち第5号

- (7) その他、情報基盤センター長（以下「センター長」という。）が認める者 都度定める

2 アカウントは、前項のいずれかにあてはまる者が所属するもしくは所属することが予定されている部局の事務担当者の届出に基づき付与する。

(アカウントの定義)

第4条 この規約におけるアカウントとは、次の各号に掲げるものをいい、第3号を除き、利用者一人につき1アカウントを付与する。

- (1) YNU ログイン ID

センターが管理運用する ID 管理システムに登録されるものをいい、センター等管理システム（YNUメール等を除く）へのログインに用いられる。アカウント名は以下のルールに則り決定される。

前条1項のうち本学学生を除く者：[苗字].[名前のイニシャル]-[ランダムな3文字のアルファベット]

本学学生：[学生種別を表す1文字のアルファベット]+[学籍番号]

その他（授業支援システム専用、事務用シンククライアントシステム専用、ゲスト利用等）：

センター長が都度決定する。

(2) YNU メールアカウント (教職員用)

センターが管理運用するクラウドサービスOffice365に登録されるものをいい、YNUメール (Office365) へのログインに用いられる。アカウント名は以下のルールに則り決定される。

[苗字] - [名前] - [ランダムな2文字のアルファベット] @ ynu. ac. jp

(3) YNU メールアカウント (団体用)

センターが管理運用するクラウドサービスOffice365に登録されるものをいい、YNUメール (Office365) へのログインに用いられる。アカウント名は以下のルールに則った申請者の希望に基づき、センター長が決定する。

[アルファベット30字以内の任意の文字列]@ynu. ac. jp

(4) YNU メールアカウント (学生用)

センターが管理運用するクラウドサービスOffice365に登録されるものをいい、YNUメール (Office365) へのログインに用いられる。アカウント名は以下のルールに則り決定される。

[苗字] - [名前] - [ランダムな2文字のアルファベット] @ ynu. jp

(5) YNUメールアカウント (附属学校用)

センターが管理運用するクラウドサービスG Suite for Educationに登録されるものをいい、YNUメール (G Suite for Education) へのログインに用いられる。

アカウント名は別に定める。

- 2 前項の特例として、2015年11月以前に付与した YNUメールアドレス (旧YNUメールアドレス) の継続利用を希望した者については、旧YNUメールアドレスの利用に供するアカウントを付与する。アカウント名は旧YNUメールアドレスとする。

(アカウントの有効期間)

第5条 前条第1項のアカウント (第3号を除く) の有効期間は次のとおりとする

- (1) 第3条第1項第1号にあてはまる者 本学に在職する期間。ただし、非常勤講師については採用された年度内を通じて在職期間とみなす。
- (2) 同第2号にあてはまる者 在学期間
- (3) 同第3号にあてはまる者 名誉教授としての身分を付与されてから5年間。
- (4) 同第4号にあてはまる者 本学と人材派遣会社の契約により本学に派遣されている期間
- (5) 同第5号にあてはまる者 本学の要請によりセンター等システムを利用する必要が生じた日から本学に採用される日の前日までの期間
- (6) 同第6号にあてはまる者 在学・在職期間
- (7) 同第7号にあてはまる者 都度定める。ただし、申請のあった年度を超えて利用を継続する場合は、継続利用申請を行わなければならない。

- 2 前条第1項第3号のアカウントの有効期限は申請年度限りとし、当該年度を超えて利用を継続する場合は、継続利用申請を行わなければならない。

附 則

- 1 この規約は、令和3年4月1日から実施する。